

令和5年度
(2023年度)

事業計画及び收支予算書

エコライフめぐろ推進協会

目 次

令和5年度（2023年度） 事業計画

1	令和5年度（2023年度）の取り組みに向けて	1
2	重点的な取り組み	2
3	組織図と職員配置表	
(1)	組織図	5
(2)	職員配置表	6
4	各事業計画	
(1)	自主事業計画	7
(2)	目黒区エコプラザ指定管理事業計画	11

令和5年度（2023年度） 収支予算

令和5年度（2023年度）収支予算書	14
--------------------	----

令和5年度
(2023年度)

事業計画

1 令和5年度（2023年度）の取り組みに向けて

令和4年度も新型コロナウイルス感染症対策は協会事業に大きく影響しました。多くの協会事業がこの新型コロナウイルス感染症対応のため中止や開催方法などを工夫せざるを得ませんでした。終息が見えない中ではありますが、国等では感染症法上の類型の見直しを表明していることから、令和5年度は引き続き適切な新型コロナウイルス感染症対応を行いながらの事業運営となると考えております。

さて、第27回気候変動枠組条約締約国会議（COP27）は、エジプトのシャルムエルシェイクで開かれました。気温上昇1.5度以下に抑える目標は維持されましたか、産油国、経済成長を重視する国などの主張やロシアのウクライナ侵攻をきっかけとするエネルギー危機で欧州などの先進国も強い姿勢を打ち出すことができず、温室効果ガス削減強化は進みませんでした。一方で、地球温暖化で「損失と被害」を受けた途上国を支援する基金の創設は合意されました。ただ、かつて「環境先進国」と言わされた我が国の存在感は薄い印象でした。今年開かれるG7サミットに向けての課題であると思います。

昨年4月から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。この法律では、プラスチック製品の設計から廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組みを促進するための措置を講じることとされています。身近なところでは、コンビニなどで提供されるカトラリーなどは次第に木製などに置き換わっているようです。製造者、使用者などの各主体において具体的取り組みをどのように進めていくのか注視したいと思います。最近の動きでは、プラスチックごみ汚染の対策として、排出や廃棄を規制する国際条約策定が始動したとの報道がありました。2024年内に法的拘束力のある汚染対策条約を作る方針で合意しています。ただ、規制強化では一致していますが、欧州などと産油国に立場の違いがあり、途上国支援でも隔たりがあるようです。

地球温暖化対策や気候変動、プラスチック問題などはグローバルに協調と連携協力をしていくかなくてはなりません。国を超えた取り組みが必要です。我が国も主導的立場で役割を果たしていくことが求められます。

誰もが等しく安全で健康な未来を享受できる持続可能社会の実現に向けては多様性を尊重しつつも、私たち一人ひとりが地域の環境問題、地球環境に対する責任を負って日々の生活を送っていく必要があります。

このような認識を踏まえ、令和5年度（2023年度）エコライフめぐろ推進協会は、事業参加者、従事者の安心・安全に留意し、区や区民、環境保全活動団体などと連携・協力し事業を推進して参ります。

区民等が身近なところから持続可能な社会の実現に向けた取り組みを楽しく、気軽に継続して行えるよう情報発信、普及啓発を行います。ウェブサイト、広報紙など多様な媒体も活用し、環境にやさしい行動を選択する暮らし方、日常から実践できる環境配慮行動などの提案、情報発信をいたします。また、区民等の環境保全活動団体の活動に対しては、必要な支援を行って参ります。

目黒区エコプラザの指定管理者として、設置目的を効果的、効率的に達成するため、区民や環境保全活動団体などとの連携・協力をこれまで以上に推し進めます。区民等が環境問題について学び、環境保全活動を実践行動していく拠点として、適切な管理運営に努めて参ります。

2 重点的な取り組み

(1) 自主事業

ア めぐろスマートライフ

環境にやさしい行動を賢く楽しみながら実践していくライフスタイルを「めぐろスマートライフ」と名付け、賢い消費、資源の有効利用、省エネなどを日常生活の中で、誰もが・楽しく・簡単にできる情報を発信しています。

令和5年度（2023年度）は、積極的に取材に出向くとともに、分かりやすく直ちに実践できる情報の発信、ライフスタイルを提案して参ります。動画配信や外部のウェブサイトともリンクするなど、幅広く展開いたします。

また、区民等からの投稿を募るとともに、登録しているe c o ライフライターにもご協力いただき身近で親しみやすい情報提供に努めます。

イ 環境保全活動団体との連携と支援

区民等の日常における環境保全活動やネットワークづくりに対する支援は、エコライフめぐろ推進協会の重要な役割です。コロナ禍にあっては環境保全活動団体の活動そのものがままならない状況が続いています。

令和5年度（2023年度）は、区民等の環境保全活動団体の活動が活発化するよう助成制度、協会事業の委託などによる万全の準備等をいたします。併せて、環境保全活動団体相互の情報交換、ネットワークづくりができるよう活動報告会、交流会を開催いたします。

ウ フードドライブ（食品ロス削減に向けた取り組み）

わが国の食べられずに捨てられてしまう食料（食品ロス）は、一年間に約522万トン（令和2年度農水省推計値）と言われています。

「フードドライブ」は、家庭で消費されずに眠っている食品を寄付いただき、必要としている福祉施設等で活用していただく取り組みです。食品ロスは、食料の需給格差の問題に加え、廃棄や処理等に係るエネルギー消費、CO₂やプラスチック廃棄物排出など環境に対する負荷が大きいと言えます。

協会ではこれまで食品ロス削減に向けての啓発として、フードドライブをエコまつりなどのイベントの機会に行って参りました。食品ロス問題への区民等の関心も高まってきています。フードドライブは、令和3年度（2021年度）から窓口を事務局に常設していますが、引き続き地域のイベントなどへも出向き実施する予定です。

今後とも食品ロス削減に向け行政、関係団体等と連携を図っていくとともに情報収集に努め、食品ロス問題について啓発等に取り組んで参ります。

エ エコまつりめぐろ2023の開催

エコまつりは、目黒区における環境保全活動団体、事業者などが日頃の活動の展示や取り組みを発表し、区民等が交流し環境について楽しく学べる場です。

昨年は、新型コロナウイルス感染症対策のため入場数など多くの制約のもと3年ぶりに開催し、概ね好評のうちに終えることができました。

今年度も新型コロナウイルス感染症の終息は不透明なところですが、十分な対策のもと昨年以上の賑わいを目指して実施いたします。

オ 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年の国連総会において採択された国際目標です。これは、安全な水の確保、気候変動など環境に関する分野も含め、17の目標とそれに付随する169のターゲットから構成され、2030年までに加盟国が取り組む持続可能な開発に関する目標です。

SDGsは、私たちを取り巻く社会活動、日常生活全てに関わるもので。協会事業も然りです。協会の事業実施にあたっては、SDGsを意識した運営を行って参ります。国等の行政機関、関係団体の動きにも注視し、区民に身近な事柄について調査・研究、情報収集していくとともに啓発に取り組んで参ります。

（2）目黒区エコプラザ指定管理事業

ア エコプラザ講座、出前講座等の開催

子育て世代や子どもたちなど多様な年齢層を対象に講座を開催します。

日々変化していく環境問題について、子どもや保護者などが環境負荷低減に取り組む糸口を見出し、実践手法を学ぶ講座を実施します。小学校などでは、環境問題を知り・学ぶ機会となり、身近な環境問題に向き合っていくきっかけの場となるよう講座内容を工夫します。

また、コロナ禍を踏まえ、インターネットを活用したオンラインによる講座配信も適宜実施して参ります。

イ 環境推進員養成講座等の実施

環境推進員養成講座は、区民等に環境保全活動の輪を広げていくことを見据え、地域で自主的・自発的に活動できる人材の育成を目的に、平成28年度（2016年度）から目黒区エコプラザ指定管理事業として実施しています。講座修了生らは相互の交流などを通して環境保全活動グループを立

ち上げています。活動グループでは講座で学んだことなどを参考にテーマを設定し、様々な環境保全活動を実践しています。

この講座実施にあたり環境保全活動の実践機会として、過年度修了生が講座の企画・運営を担っています。また、環境推進員向けに環境活動等の情報を発信している「エコサポーター通信」の編集へも参画しています。

環境推進員養成講座修了生が「環境推進員」の認定に向けて「エコサポーター」として環境ボランティア活動へ参加をいただけけるよう、引き続き協会事業を始め様々な活動機会、情報提供を行って参ります。

ウ リサイクルショップの運営

リサイクルショップは、「物」を繰り返し使う暮らし（リユース）、不用品やごみを減らす暮らし（リデュース）を啓発し広めるため、区民などからご寄付いただいた家庭で不用になった衣類、雑貨等の物品を販売しています。リサイクルショップの販売収入は、様々な協会事業の財源として活用しています。

リサイクルショップ運営に当たっては、区民、エコプラザ来訪者等に対して、事業目的の周知と啓発に努めます。また、時季に合わせた販売企画やポップ、ショップ内のレイアウト、寄付品の受け入れ方法などの改善を進め、利用者が利用しやすく明るいショップとなるよう取り組んで参ります。

（3）経営基盤の充実

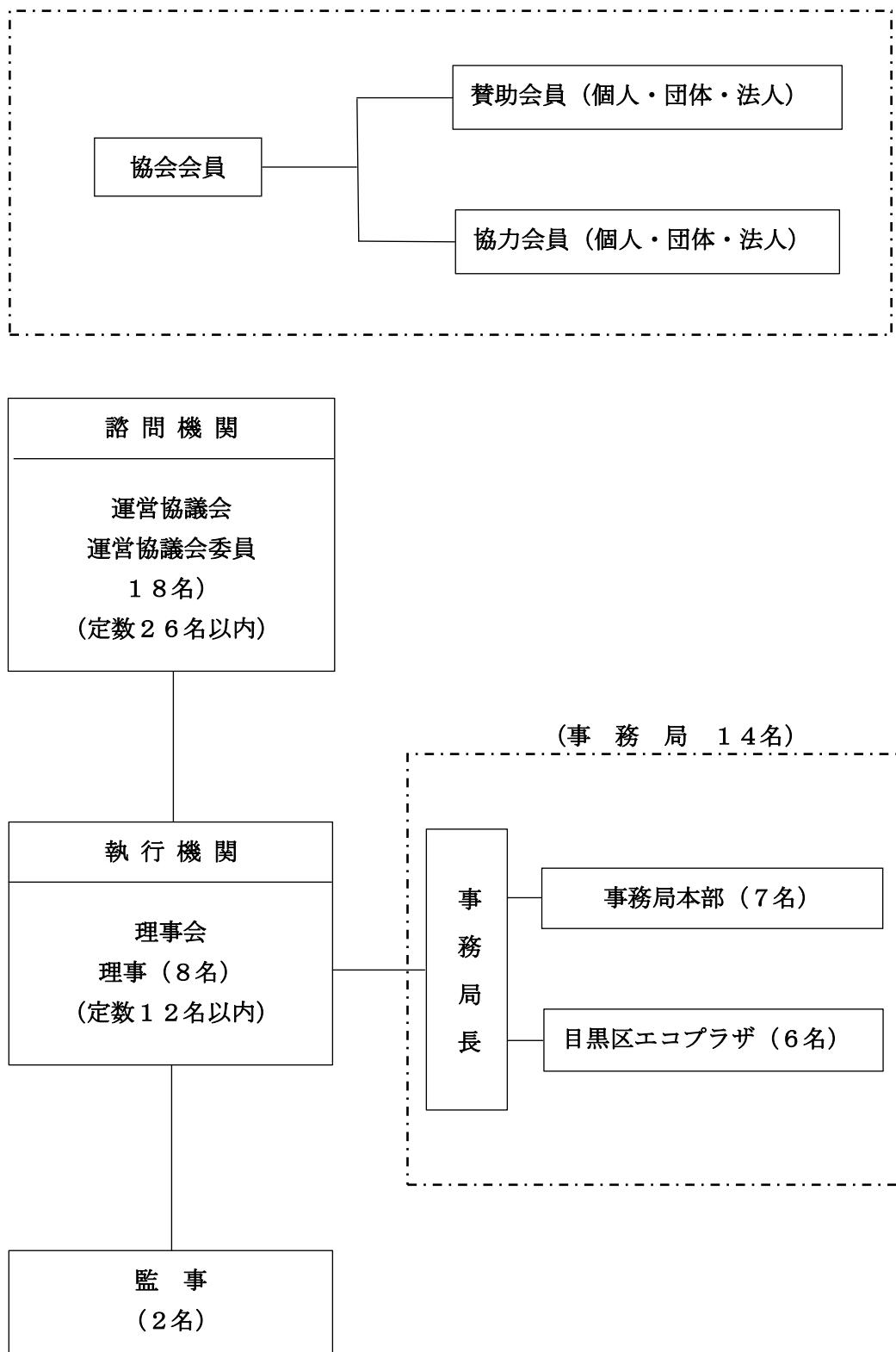
協会の運営には協会会員をはじめ区民等の皆様の理解と協力が不可欠です。

協会の活動が広く認知されるようホームページやSNSなど様々な媒体を活用した広報・情報発信に努めて参ります。また、多様な世代、属性の方が参加したくなるような事業を企画するとともに、地域のイベントやまつり等にも積極的に参加し、協会事業に対する理解や賛同を幅広く得られよう活動して参ります。

このような取り組みに加え、協会の基盤をより強固なものにするためには職員の知識、能力の向上が求められます。社会動向や区民等の要望を的確に捉え事業に活かしていくためには、職員の企画力・実行力を一層アップして行く必要があります。職員研修などにより人材育成を図って参ります。

3 組織図と職員配置表

(1) 組織図（令和5年4月1日現在 予定）



(2) 職員配置表（令和5年4月1日現在 予定）

(単位：人)

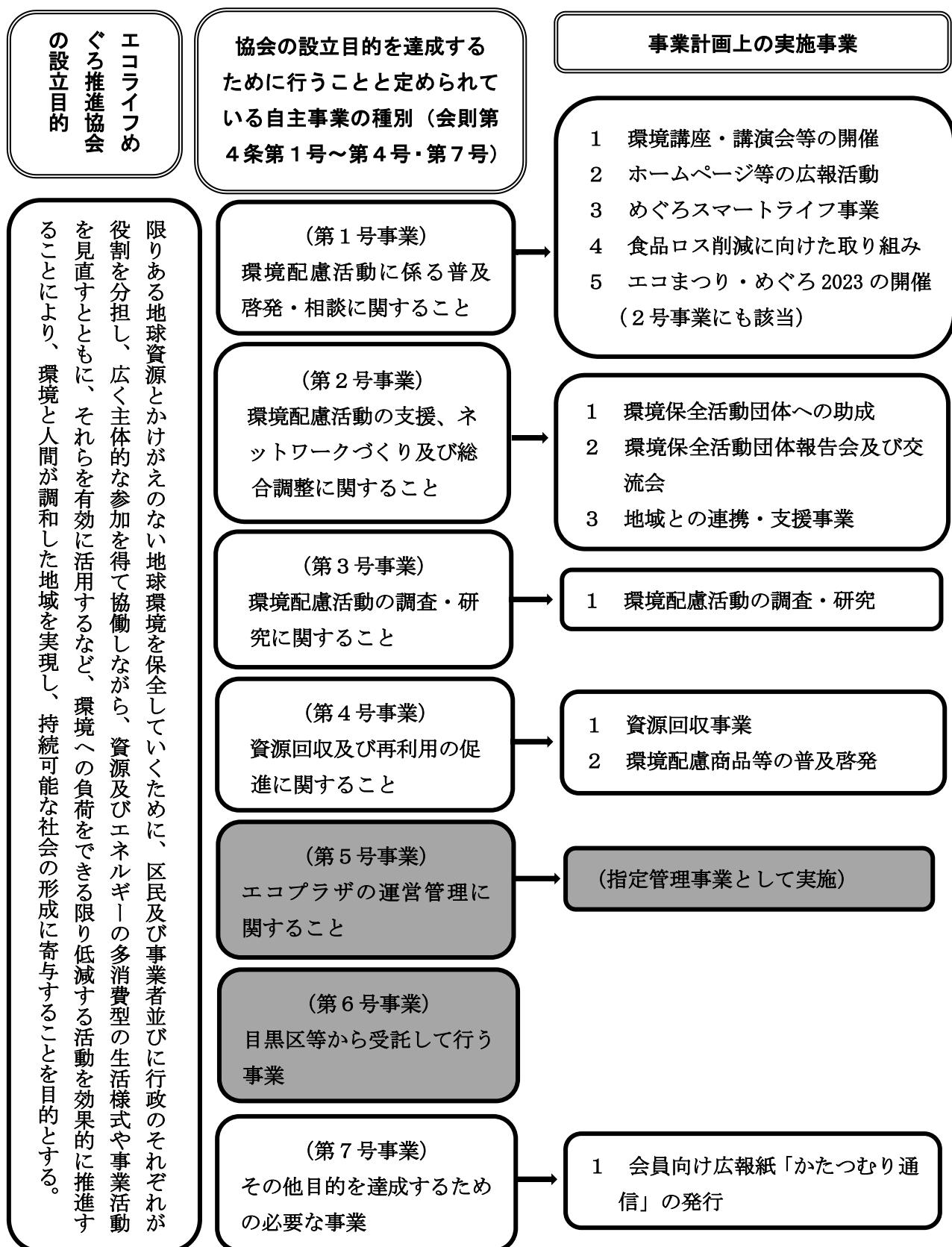
	常勤職員	契約職員 (月18日勤務)	計
事務局本部	2	6	8
目黒区エコプラザ	1	5	6
計	3	11	14

※ 事務局長は事務局本部に含む。

自主事業計画

※ 網掛け部分は受託事業で自主事業ではない

令和5年度（2023年度）自主事業計画体系図



令和5年度（2023年度）自主事業計画

会則第4条 第1号～ 第4号、 第7号事業	事 業 名	事 業 内 容	予 算 額(千円)
			主な経費
第1号事業	環境講座・講演会等の開催	環境に関する問題や国等の動向などを踏まえ、広く区民が暮らしに係る環境問題への興味や関心を高められる内容の講座や講演会を実施します。	216 諸謝金 印刷製本費 等
	ホームページ等の広報活動	協会ホームページの運営により、協会及び目黒区エコプラザからの情報を積極的に発信します。また、環境保全活動団体の活動紹介や協会会員との連携強化、環境保全活動の活性化を図ります。 講座やイベントなどの案内や申請書等のダウンロード機能などによる利便性を高めるとともに環境情報の蓄積など効率的・効果的な情報発信にホームページを活用します。	72 使用及び賃借料 委託費
	めぐろスマートライフ事業	専用のホームページ「めぐろスマートライフ」をとおして、広く区民・事業者等に対して「環境にやさしい行動を賢く選択する暮らし方」についての情報を発信し、環境保全活動に係る普及啓発を図ります。	372 委託費 諸謝金 費用弁償 消耗品費 等
	食品ロス削減に向けた取り組み	本来食べられるにも関わらず捨てられる食品が大量に発生しています。食品ロスは、廃棄や処理等環境に対する負荷が大きいことから、食品ロスの削減の取組として、フードドライブを実施します。 区民等の食品ロスに対する意識が高まっていることから、家庭で無理なく、少しの工夫次第で食品ロスが削減できる行動を伝えるため令和3年度から「フードドライブ」窓口を常設しています。	17 通信運搬費

	エコまつり・めぐろ 2023 (第2号事業にも該当)	エコまつりは、目黒区における環境活動団体、事業者及び積極的に環境に关心を持つ人々などが一堂に会し、環境問題について自らの取り組み発表や展示等を行うイベントです。区民等が親しく交流し、楽しく環境問題を学べる場を提供し、区民の環境意識の高揚を図ることを目的としてエコまつりを開催します。	1, 452 委託費 保険料 印刷製本費 消耗品費 等
小 計 2, 129			
第2号事業	環境保全活動団体への助成	地域における環境保全活動の広がりを定着させることを目的として、区民が自主的に行う地域の環境保全活動に対して助成します。環境保全活動団体の活動への助成を通して、団体が地域に根を広げ、自立した活動を発展させていくよう支援します。助成には、目黒区リサイクルショップの収益金等を活用しています。	370 活動助成費 諸謝金 等
	環境保全活動団体報告会及び交流会	環境保全活動団体が地域に根を広げ、活動を発展させて行けるよう、助成団体による活動報告会を開催します。また、環境配慮に取り組む人や団体同士の交流の場を提供することにより、団体間の情報交換や連携を図ります。	15 会議費
	エコライフめぐろ推進協会紹介動画作成	エコライフめぐろ推進協会の認知度を高めることや、これまでの実績などを紹介します。動画を作成し、電子媒体を活用し配信します。区内外に向けて広くエコライフめぐろ推進協会の周知を図ります。	—
	地域との連携・支援事業	地域・商店街等との連携を深めるために、それぞれが主催するイベントに参加し、協会事業の周知、環境保全活動についての啓発を行うとともに再生用品、環境配慮商品等の販売を行います。	50 委託費 消耗品費 等
小 計 435			

第3号事業	環境配慮活動の調査・研究	社会情勢の変化、時間の経過とともに、対策や視点、課題が変化する環境問題に対応するため、新たな環境問題や視点、アプローチで環境問題に取り組んでいる事例等を調査・研究します。区民等が環境により配慮した生活のための参考となるよう情報を発信します。	32	
			負担金 消耗品費 等	
		小計 32		
第4号事業	環境配慮商品等の普及啓発	再生用品、環境配慮商品等の普及啓発を行います。再生紙のトイレットペーパー、ティッシュペーパー及び水環境に配慮した重曹・クエン酸などをリサイクルショップ、地域イベントなどで販売します。 令和2年度から始めた「みつろうラップ」と「めぐろはんどめいどエコバッグ」の販売を引き続き行います。	213	
			商品仕入れ費	
		小計 213		
第7号事業	会員向け広報紙「かたつむり通信」の発行	協会会員向けに、協会事業の紹介・報告、協会事業へ協力いただくボランティアの募集、会員コラムなどを広報します。(年4回程度発行) また、協会会員に向け講習会などを実施します。	34	
			諸謝金 消耗品費	
		小計 34		
		合計 2,843		

目黒区エコプラザ
指定管理事業計画

令和5年度目黒区エコプラザ指定管理事業計画体系図



令和5年度（2023年度）目黒区エコプラザ指定管理事業計画

エコプラザ 条例第3条	事業名	事業内容	予算額 (千円)
			主な経費
第1号事業	エコプラザ講座等の開催	日々変化していく環境問題を理解するきっかけとなるよう、子どもたちに向けた講座（D I Yこども工作教室など）を開催します。子どもたちと保護者が環境負荷低減の糸口を見出し、実践できる具体的手法を学ぶ機会を提供します。「親子ふれあい自然体験」は、新型コロナウイルス感染症の影響にも配慮しながら、ビーチコーミング等の開催を予定しています。また、講座開催等のQRコードを区報やチラシに掲載し、申込など利用者の利便性向上を図ります。	274 通信運搬費 消耗品費 委託費 諸謝金 使用料及び賃借料 旅費交通費
	出前講座の実施	身近な問題から環境問題を知るきっかけの場を提供します。日常生活で実践できるエコライフをテーマに、小学校や区施設に出向き出前講座を行います。小学校では、オンライン授業でタブレット等を活用しているため、今まで提供していた冊子等の紙媒体をデータ化し提供することを検討します。	300 消耗品費 印刷製本費 会議費 費用弁償
		小計 574	
第2号事業	情報室の運営	エコライフや環境に関して知る、見る、感じる、体験する場を提供します。情報室の利用を促進するため、年齢層や季節に応じた内容をタイムリーに情報提供できるよう工夫し、様々な年齢層に親しまれる情報室を目指します。来館者へのエコなおもちゃのレンタルや手作りの環境ミニ冊子の配布などを行うとともにホームページにも同様の情報を掲載します。	562 通信運搬費 消耗品費 印刷製本費
	情報室での普及活動	目黒区エコプラザを訪れた区民が気軽に学習し、訪問成果を持ち帰れるよう、来場者の層に合わせたミニ学習会や展示を行います。季節に合わせテーマを設定し、ミニ講座（サロン・エコライフ）を年4回程度実施します。また、新清掃工場見学者向けにエコプラザの案内を行います。	44 消耗品費 諸謝金 会議費
		小計 606	
第3号事業	「何でもつくり隊」活動支援	ごみの減量、リサイクルについて、物づくりを通して理解し、日常生活として定着させることを目的とします。古着・古布・残り毛糸等を使った、団体の物づくりの活動を目黒区エコプラザで定例化して開催し、区民が自由に参加できるよう広げていきます。教わる側だった方が徐々に教える（アドバイスできる）側となれるよう職員が関わります。また、成果物を福祉施設などへ寄付し活用していただきます。	43 消耗品費 修繕費 会議費
	修理コツコツ講座	リペア（修理）技術の普及啓発を行います。もの（製品）を修理して長く使うことにより、リデュース（廃棄物の発生を抑制し、資源の使用量を減らす。）を促進します。令和元年度に追加した壁紙の補修講座も引き続き実施します。新型コロナウイルス感染症の影響がある場合は、参加人数を減らして開催します。	105 通信運搬費 消耗品費 諸謝金
	資源回収拠点事業	目黒区エコプラザを資源回収拠点として、目黒区の資源回収を広め、協力します。平成30年度から使用済みインクカートリッジの回収、平成31年度からコンタクトレンズの空ケースの回収を行っています。	11 負担金
		小計 159	

第4号事業	リサイクルショップの運営	「ものを繰り返し使う暮らし」(リユース)、「ごみを減らす暮らし」(リデュース)を広めるために、家庭で不用になったものを「もう一度生かす」ができるための橋渡しをすることを目的としてリサイクルショップを運営します。季節に合わせた展示や特別セールを開催し、来店意欲を喚起する取り組みを継続します。	4, 020 消耗品費 諸謝金 会議費 費用弁償
	不用品情報提供事業	ごみ減量、リユースを目的として、家庭で不用になった品物を活かすために、「譲りたい方」と「欲しい方」を仲介する仕組みをシステム化、目黒区エコプラザおよび協会ホームページで情報提供します。	1, 640 什器備品減価 償却費 委託費
	子ども用品の交換会	利用期間が短い「子ども用品」こそ、不用品情報やリサイクルショップ等を活用してほしいという思いもあり、子育て世代の方が目黒区エコプラザへ足を運ぶきっかけとなるよう、楽しんで参加できるイベントを開催します。同世代の子どもを持つ保護者たちの情報交換の場としても活用を促すため実施します。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し予約制等、実施方法について工夫します。	4 消耗品費 会議費
小計 5, 664			
第5号事業	環境推進員等ステップアップ講座の開催	環境推進員やエコサポーターを対象として、団体活動を行う際の活動の在り方や環境問題に関する講座を協会と活動団体が連携して開催します。情報や知識の共有と環境保全活動団体の円滑な運営に助力します。講座終了後にエコサポーター同士の交流を図るために懇談会を行います。	31 消耗品費 諸謝金
	環境保全活動団体支援コーナーの充実	区民やエコサポーター等が環境保全活動に取り組む団体立ち上げのための支援として、コーナーの一部を活動打合せの場として提供します。今後、団体を立ち上げる人への参考となるよう、既環境保全活動団体等の活動のパネル等を展示して情報提供を行います。また、既環境保全活動団体に対しても1時間程度を目安に場の提供を行います。	3 消耗品費
小計 34			
第6号事業	活動室等の利用提供	広く一般の団体や目黒区エコプラザ登録団体の活動の場として公平性を確保しつつ、利用提供をするとともに指定管理事業などの講座・講習会の会場としても活用します。	5 消耗品費
小計 5			
第7号事業	環境推進員養成講座の実施	地域において自主的かつ自発的に環境への負荷の低減に関する活動を行うことが出来る人材を育成します。新型コロナウイルス感染症の影響が残る場合は、それを考慮した募集人員数を設定し、実施します。また、オンラインでの開催の可能性についても検討します。	398 消耗品費 使用料及び賃借料 諸謝金 費用弁償
	エコサポーターの活動支援	協会およびエコプラザの事業等の情報提供を月1回行います。エコサポーターがボランティア活動や団体活動を行う際の相談や場の提供、広報のための印刷機使用等の支援を行います。また、アンケートを実施し、ニーズを把握し支援の参考とします。	42 通信運搬費 消耗品費
	区民まつり・ふれあい館まつりへの参加	「区民まつり」や「ふれあい館まつり」に目黒区エコプラザを臨時開館します。他団体、行政等とも連携してこれらのまつりへ参加することにより、より多くの区民への目黒区エコプラザの周知を図ります。	10 消耗品費 会議費
小計 450			
合計 7, 492			

令和5年度
(2023年度)

収支予算

令和5年度(2023年度) 収支予算書

2023年1月31日作成(単位:円)

勘定科目	当年予算	前年予算	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 受取会費	462,000	470,000	△ 8,000
法人賛助会員受取会費	320,000	320,000	0
団体賛助会員受取会費	70,000	70,000	0
個人賛助会員受取会費	72,000	80,000	△ 8,000
② 事業収益	9,317,350	9,616,100	△ 298,750
物品販売収入	9,194,450	9,522,100	△ 327,650
参加費収入等	122,900	94,000	28,900
③ 委託料収益	27,000,000	27,000,000	0
区指定管理事業受託料収入	27,000,000	27,000,000	0
④ 受取補助金	39,325,000	39,325,000	0
受取区補助金	39,325,000	39,325,000	0
⑤ 受取寄付金	0	0	0
受取寄付金	0	0	0
⑥ 雑収益	5,000	5,000	0
受取利息	1,500	1,500	0
雑収益	3,500	3,500	0
経常収益計	76,109,350	76,416,100	△ 306,750
(2) 経常費用			
① 事業費	64,473,550	65,580,100	△ 1,106,550
事業人件費	52,890,700	53,622,000	△ 731,300
給料手当(賞与・通勤費含む)	44,851,100	45,781,000	△ 929,900
臨時雇賃金	240,000	240,000	0
法定福利費	7,291,300	7,135,000	156,300
福利厚生費	508,300	466,000	42,300
旅費交通費	58,000	55,000	3,000
通信運搬費	196,500	184,500	12,000
什器備品減価償却費	900,000	900,000	0
消耗什器備品費	0	0	0
消耗品費	553,000	802,800	△ 249,800
修繕費	30,000	50,000	△ 20,000
印刷製本費	823,000	783,000	40,000
使用料・賃借料	446,000	346,400	99,600
手数料	100,000	100,000	0
委託費	1,833,000	2,011,000	△ 178,000
燃料費	13,000	10,000	3,000
諸謝金	533,000	548,000	△ 15,000
保険料	289,000	240,000	49,000
負担金	31,000	46,000	△ 15,000
租税公課	1,000,000	1,000,000	0
会議費	91,000	109,400	△ 18,400
費用弁償	4,114,000	4,107,000	7,000
活動助成金	350,000	380,000	△ 30,000
商品仕入れ	212,350	275,000	△ 62,650
寄付金	10,000	10,000	0
事業原価			0
期首棚卸高			0
商品仕入れ			0
期末棚卸高			0

② 管理費	11,635,800	10,836,000	799,800
管理人件費	7,318,500	7,149,000	169,500
給料手当(賞与・通勤費含む)	6,209,700	6,106,000	103,700
法定福利費	1,026,500	952,000	74,500
福利厚生費	82,300	91,000	△ 8,700
旅費交通費	10,000	10,000	0
通信運搬費	385,500	315,000	70,500
消耗品費	200,000	200,000	0
修繕費	30,000	30,000	0
印刷製本費	0	0	0
使用料及び賃借料	465,000	465,000	0
費用弁償	207,000	225,000	△ 18,000
諸謝金	210,000	210,000	0
負担金	110,800	110,000	800
手数料	100,000	100,000	0
光熱水費	770,000	498,000	272,000
委託費	1,527,000	1,452,000	75,000
租税公課	302,000	72,000	230,000
経常費用計	76,109,350	76,416,100	△ 306,750
当期経常増減額	0	0	0
2 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額			0
当期一般正味財産増減額			0
一般正味財産期首残高	37,963,206	35,497,747	2,465,459
一般正味財産期末残高	37,963,206	35,497,747	2,465,459
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	37,963,206	35,497,747	2,465,459